

第7回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年7月15日（火）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（申請件数 1件）

議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 5件）

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について（申請件数 2件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 6件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 8件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村真由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	鳥海 純子
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	辻 陸人

午後4時00分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

	これより第7回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、6番宮崎義憲委員と12番川口広敏委員以上2名の方をお願いいたします。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、1件の申請がございました。 譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。 譲受人は、立川市の認定農業者で、今回の許可申請については、経営面積を拡大するもので、特に問題はないものと考えております。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
6 番 (宮崎 義憲君)	本日、午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。 申請番号1番の農地でございますが、本日悪天候の影響で、現地調査に行けませんでしたので、担当委員より現地調査報告をしていただきたいと思います。 では、加藤委員お願いいたします。

1 3 番
(加藤 武君)

では、事前に現地調査をした結果を報告いたします。
申請番号 1 番の農地でございますが、現在作付け準備中
でした。
現地は適正に管理されており問題はないようでした。
以上でございます。

6 番
(宮崎 義憲君)

ありがとうございました。
譲受人については、立川市の認定農業者で、現在、約
15,000 m²の農地で農業を行っており、農機具も複数所持
されているため、特に問題はないかと思われます。
以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認して
よろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま
す。

8 番
(大口 貴司君)

現地が耕作準備中となっている件ですが、現状渡しの
引き渡しを譲受人、譲渡人双方で協議済である旨確認して
おります。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。
では、私から報告させていただきます。
申請番号 1 番の申請地につきまして、現地を確認してお
ります。
問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。
他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条
の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」
は、承認をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号についま
しては、承認することといたします。
次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き
農業経営を行っている旨の証明願について」、5 件ありま

事務局
(井上ひとえ君)

す。

事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年12月4日に相続し、前回調査は、令和4年6月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和3年10月24日に相続し、前回調査は、令和4年5月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年12月24日に相続し、前回調査は、令和4年7月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年9月13日に相続し、前回調査は、令和元年7月16日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年11月29日に相続し、前回調査は、令和4年7月15日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

なお、本件につきましては、川口委員に係る案件を含んでおりますので、川口委員におかれましては、議案の審議につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基

6 番
(宮崎 義憲君)

づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はオクラ、一部作付け準備中、②は枝豆、ゴボウ、青パパイヤ、③はニンジン、④は枝豆が栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、里芋、キウイ、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、トマト、キュウリ、ジャガイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地でございますが、①は本日悪天候の影響で、現地調査に行けませんでしたので、担当委員より現地調査報告をしていただきたいと思います。

では、乙幡委員お願いいたします。

2 番
(乙幡 昇治君)

では、事前に現地調査をした結果を報告いたします。

申請番号4番、①の農地でございますが、現在作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

以上でございます。

6 番
(宮崎 義憲君)

ありがとうございました。

続きまして、②は作付け準備中、③はトウモロコシ、④⑤は作付け準備中、⑥はネギ、⑦はトウモロコシが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号5番の農地でございますが、①②共に作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行

議長
(加藤 武君)

8番
(大口 貴司君)

議長
(加藤 武君)

4番
(山田 伸一君)

議長
(加藤 武君)

10番
(内野 一彦君)

議長
(加藤 武君)

2番
(乙幡 昇治君)

議長
(加藤 武君)

委員

はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、山田委員。

申請番号2番と5番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、内野委員。

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、乙幡委員。

申請番号4番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

異議なし。

議長
(加藤 武君)

事務局
(井上ひとえ君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2件あります。

事務局より説明いたします。

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が2件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号1番の利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者でございます。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号2番の利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番、申請番号2番の農地でございますが、本日悪天候の影響で、現地調査に行けませんでしたので、担当委員より現地調査報告をしていただきたいと思います。

では、申請番号1番を大口委員、申請番号2番を川口委員お願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

では、事前に現地調査をした結果を報告いたします。

申請番号1番の農地でございますが、現在作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。
以上でございます。

12 番
(川口 広敏君)

事前に現地調査をした結果を報告いたします。

申請番号2番の農地でございますが、現在作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。
以上でございます。

6 番
(宮崎 義憲君)

ありがとうございました。

なお、申請番号1番の申請人については、当市の認定新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

申請番号2番の申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思ひます。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第 3 号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、6 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、6 件ございます。

本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号 1 番、2 番、4 番、6 番は駐車場、申請番号 3 番は住宅用地、申請番号 5 番は、じん芥集積用地でございます。

議長
(加藤 武君)

以上でございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
では、私からご報告させていただきます。
申請番号1番、2番、4番の申請地でございますが、1番、2番はすでに砂利が敷いてあり、4番は、現状まだ畑でした。
特に問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。
他にございますか。
はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

申請番号3番の申請地でございますが、現状すでに家が建っております。
特に問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。
はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

申請番号5番の申請地でございますが、現地を確認しております。特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

申請番号6番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件あります。
それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が分譲地、申請番号2番から8番が住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告させていただきます。

申請番号1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

申請番号2番、3番、5番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

申請番号4番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

申請番号6番の農地でございますが、現地を確認しております。

議 長
(加藤 武君)

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
他にございますか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 7 番、8 番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第 7 回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 5 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩